

第四次岩手県循環型社会形成推進計画（第六次岩手県廃棄物処理計画・第二次岩手県ごみ処理広域化計画）の概要

○計画策定の趣旨

趣旨：資源循環の推進を始めとする3Rの取組や、循環型社会の形成を推進するビジネス・技術の振興を図るなど、**循環型社会形成を推進するための本県における基本計画**として策定するとともに、**岩手県廃棄物処理計画の第六次計画及び岩手県ごみ処理広域化計画の第二次計画**として策定するもの。

根拠：循環型社会形成推進基本法第10条、廃棄物処理法第5条の5

期間：令和8年度から令和12年度までの5年間

○循環型社会の形成に係る現状と課題

◇ライフサイクル全体での徹底的な資源循環

- 一般廃棄物は、総排出量、一人1日あたりの排出量ともに減少傾向にある。
- 県民一人1日当たりのごみ排出量が全国平均を上回る水準で推移していることから、**廃棄物の排出抑制**に向けて、県民一人ひとりが参画した**環境にやさしいライフスタイルの更なる推進が必要**。
- 産業廃棄物の排出量は減少傾向にあり、東日本大震災前の水準に戻りつつある。
- 産業廃棄物の排出推計によれば、人口減少の影響を受ける一方で、社会インフラや空き家の解体工事等の増加が想定されるため、**排出量は横ばいから微減傾向で推移**することが見込まれている。廃棄物の一層の削減に向けて、排出量の多い建設廃棄物や汚泥等の**再生利用の促進など、3Rの推進が必要**。
- 産業廃棄物処理業者の格付け制度、「岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業補助制度」等の各種事業により事業者の取組の支援を通じた**環境産業の育成の推進**。
- 廃プラスチック類をはじめとする**海岸漂着ごみ対策や食品ロスの削減に係る取組の推進が必要**。
- 使用済小型電子機器などの**高度なリサイクルの推進**。

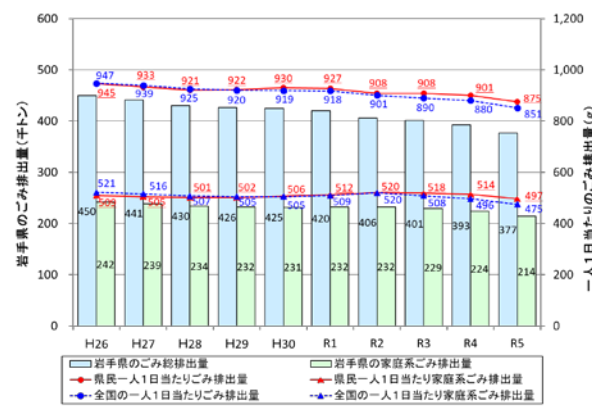


図1 一般廃棄物排出量の動向

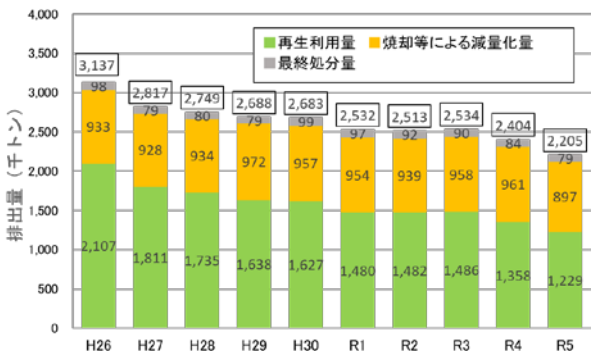


図2 産業廃棄物排出量の動向

◇災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築

- 廃棄物の排出量は減少傾向であるものの、一般廃棄物・産業廃棄物とも最終処分場の残余容量は低下。**各市町村等に対して3R推進するとともに、いわてクリーンセンターの後継となる公共圏による管理型最終処分場の整備の着実な推進が必要**。
- ごみ処理広域化については、**人口減少等地域の実情に応じた一般廃棄物処理施設の集約化の推進が必要**。
- 東日本大震災津波を教訓とした**大規模災害発生時の処理体制の構築が課題**。

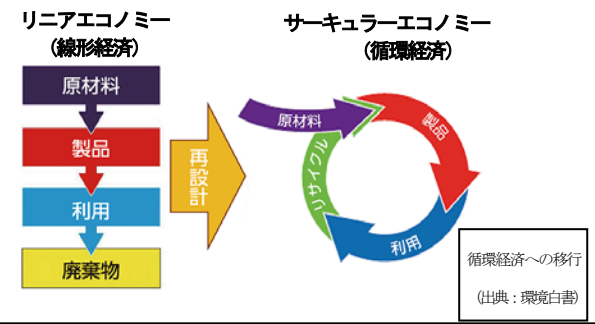
◇廃棄物の適正処理の推進

- 依然として**廃棄物の不法投棄事案及び不適正処理事案は継続して発生**。引き続き適正処理の推進に向けて排出者及び産業廃棄物処理業者への指導監督を実施。
- 青森県境不法投棄事件を契機として制定した『循環型地域社会の形成に関する条例』、『県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例』による、**自県(圏)内処理の推進と適正処理の確保を推進**。
- PCB特別措置法の処理期限が迫っており、**県内のPCB廃棄物の早期処理の推進が必要**。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故を起因として発生した**放射性物質汚染廃棄物の着実な処理の促進**。

○目指す循環型地域社会の姿と考え方

○目指す姿

『循環経済への移行』で質の高い生活が持続するいわて



○循環型地域社会形成を進める基本的な考え方

目指す姿の達成に向けて、3つの基本的な考え方で施策を展開。

1 ライフサイクル全体での徹底的な資源循環

- 環境負荷の少ないライフスタイルへの転換**
生活の豊かさと環境負荷低減を両立させたライフスタイルの定着。**県民や事業者が連携し、3R+Renewableの取組を推進**
- 新たな環境ビジネスの創出支援**
循環経済への移行を促進するため、3R+Renewable、点検・リペア・部品交換・再利用等の**先駆的な取組を行う事業者への支援**
- 関係産業・学術機関等との連携体制の構築を推進**
産学官民連携の促進
- 適正なリサイクル体制の確立**
ア 個別リサイクル法を軸とした、関係者の連携による高度リサイクル体制の構築
イ 新たなバイオマスエネルギー活用(廃棄物を活用した発電など)の体制構築への支援など
ウ 産業廃棄物処理業者の格付け制度等を活用した**事業者の育成**
- 海岸漂着物の発生抑制と回収・処理**
流域全体で、多様な主体との連携・協力により、海岸漂着物の発生抑制や回収・処理を推進

2 災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築

- 地域の実情にあったごみ処理の推進体制の確保**
地域の実情に応じて、ごみ処理施設の広域化等による**効率的なごみ処理体制の構築**
- 産業廃棄物処理体制の確保**
持続可能な廃棄物処理体制の構築のため、**次期公共圏型産業廃棄物最終処分場の着実な整備等**を実施
- 災害に備えた廃棄物処理体制の構築**
市町村の災害廃棄物処理計画の策定を促進するとともに、災害対応力の強化、関係機関等との連携体制を構築

3 廃棄物の適正処理の推進

- 適正処理の推進に向けた産業廃棄物の監視体制の確保**
- PCB廃棄物の適正処理の推進**
- 放射性物質汚染廃棄物処理の実施**

○循環型地域社会の形成に向けた施策の展開

基本的な考え方の3本の柱に基づき、施策を展開。

施策の柱	具体的な施策の展開方向
1 ライフサイクル全体での徹底的な資源循環	1 ライフサイクル全体での徹底的な資源循環の推進 (1) 環境負荷の少ないライフスタイルへの転換 ア 3R推進キャラクター『エコロル』の活用、県民総参加型の『もったいない・いわて3R推進運動』の展開による3R+Renewableの普及啓発 イ 市町村等と連携したいわて三ツ星ecoマナーアクションの展開(ごみの分別、使い捨てプラスチックの使用削減、食品ロス削減を推進) (2) 新たな環境ビジネスの創出支援 循環経済の移行、3R+Renewableに資する環境ビジネスの促進や取組への支援(サーキュラーエコノミーを推進する事業) (3) 関係産業・学術機関等との連携体制の構築を推進 ア 排出者等への講習会、(準)多量排出事業者制度、産業廃棄物税制度、処理業者格付け制度の運用による事業者の育成 イ コーディネータの配置による産学官民のパートナーシップの構築(サーキュラーエコノミーを推進する事業) (4) 適正なリサイクル体制の確立 ア 「エコ協力店いわて」による店頭回収 イ 市町村への減量化策、分別・リサイクルに関する助言等(家庭ごみ有料化・減量化研究会の開催等) ウ 建設廃棄物、汚水処理施設汚泥やバイオマス等の3Rと適正処理を推進 エ 岩手県食品ロス削減計画による取組の推進(食べきり協力店の普及・拡大等) オ 市町村等による 製品プラスチックの分別収集・再商品化を促進 カ 各種リサイクル法(容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、自動車リサイクル法、小型家電リサイクル法等)による 適正なリサイクルを推進 キ 循環型地域社会の形成に関する条例等による取組を推進(『岩手県再生資源利用製品認定制度』の推進等) (5) 海岸漂着物対策地域計画に基づく取組 ア 漁業者等の関係者と協力・連携し、 海岸漂着物等の円滑な回収・処理を推進 イ 流域圏が一体となった環境保全活動やプラスチックごみの削減等3Rの推進 ウ 海岸漂着物等の発生抑制に向けた 普及啓発や環境学習
2 災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築	2 災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築の推進 (1) 地域の実情にあったごみ処理の推進体制の確保 地域の実情に即した 効率的なごみ処理体制の構築 (6ブロック体制のごみ処理広域化の推進、エネルギー拠点としての整備) (2) 産業廃棄物処理体制の確保 ア 適正な処理に必要な 産業廃棄物の処理施設を確保 イ 公共圏による産業廃棄物処理施設の円滑な運営を推進 (国交付金事業) (3) 災害に備えた廃棄物処理体制の構築 災害廃棄物処理計画の策定、各種災害を想定した計画の点検・見直しの促進、自治体の人材育成等
3 廃棄物の適正処理の推進	3 廃棄物の適正処理の推進 (1) 適正処理の推進に向けた産業廃棄物の監視体制の確保 ア 不適正処理防止のための必要な監視(産廃Gメンによる監視指導、ドローンの活用、重点的なパトロール等) 、指導等を実施 イ 循環型地域社会の形成に関する 条例による不適正処理対策等の制度を的確に運用 (格付け認定制度等) (2) PCB廃棄物の適正処理の推進 PCB廃棄物の 期限内処理の推進等 (3) 放射性物質汚染廃棄物処理の実施 放射性物質汚染廃棄物の処理に係る 助言指導 (国の処理加速化事業)